



始



臺中州立圖書館一覽

昭和四年九月編

例　言

- 一、本一覧は本館初めての試みです、印刷を以て謄寫に代へたもので杜撰の所
も多い様です、御叱正を乞ふ。
- 二、沿革の大要是本館創立よりの概略に過ぎません、敷地及建物は新館のを探
りました。尙ほ本館閲覧人員及び本館閲覧冊數の表を附加するつもりでし
たが紙面の都合でやめました。
- 三、「新築せられたる本館」の項は近々落成する機運に會し御一讀せられたいと
共に小林図託稿の「登館者を迎ふるに當りて」を御高覽下され益々本館を御
利用せられんことを。

發行所寄贈本

昭和四年九月編

臺中州立圖書館一覽

第一　總　　叙

昭和三年度ニ於ケル閲覧成績ハ

閲覧人員

五二、五九二人

三一、九七三人

二〇、六一九人

本館

巡回書庫

ニシテ之ヲ臺中州内人口九三九、五九五人（昭和三年末現在但シ
蕃地ニ在ル生蕃ナ含マス）ニ對比スルニ人口百人ニ付五人六分ニ當
リ更ニ本館閲覧人員三一、九七三人ヲ所在地臺中市人口四六、一一三人（昭和三年末
現在人口）ニ對比スルトキハ人口百人ニ付六九人三分トナル



R 016.2
PA21
278142

左ニ最近四年間ノ年度末蔵書冊數閲覧人員(巡回書庫成績ヲ除ク)等ノ累年比較表ヲ掲ク

年 度	藏書冊數	開館日數	總人員	閲覧	一日平均	巡回書庫
昭和三年度	七九二	三三	三一、九七三	八〇、六〇三	九六	八、七〇四
昭和二年度	七一四九	三二	四、七四六	一〇、九四七	一六	二、四三
大正十五年度	五、四〇八	三五	四〇、八八八	七五、二五一	二七	七、五五〇
大正十四年度	三、九三三	三七	一八、四二	三三、〇五五	一八	五、四九八
					三	四、四〇三
					五	八

備考

一、昭和三年度ニ於テ閲覧人員閲覧冊數ノ激減ヲ見タルハ昭和三年十月ヨリ新館建築ノタメ假館ニ移轉シ場所ナキ爲メ兒童閲覧ヲ中止シタルト尙ホ假館ノ所在地僻在セル爲メ一般閲覧人ノ減少ヲ見タルニ依ル

二、一日平均閲覧人員ト閲覧冊數ハ館外携出及本館ノ各閲覧人員及ビ冊數ヲ合算シ之ヲ本館ノ開館日數ニテ除シタルモノナリ

第二 沿革ノ大要

大正十一年度

三月三十日 豐中州令第十五號ヲ以テ臺中州立圖書館規則ヲ定メラル

大正十二年度

五月八日 地方理官政所重三郎圖書館長事務取扱ヲ命セラル

五月十五日 臺中市榮町臺中クラブ内ニ閲覧ヲ開始ス

十二月二十七日 臺中州立圖書館設立認可ノ指令アリ

大正十三年度

十二月二十五日 館長事務取扱政所重三郎圖書館長ヲ命セラル

大正十四年度

三月十二日 本館ヲ大正町一丁目二番地大屯郡役所跡ニ移轉シ閲覧ヲ開始ス

五月五日 臺中州訓令第九號ヲ以テ臺中州立圖書館規定ヲ定メラル

五月十九日 地方理官石井龍猪圖書館長ヲ命セラル

十月八日 臺中州報第九百五十八號ヲ以テ圖書閲覧規定ヲ定メラル

一月五日 本館圖書目錄(大正十四年十二月末現在)第一號ヲ作製

大正十五年度

七月二十一日 一ヶ月ノ豫定ヲ以テ臺中公園内ニ林間圖書館ヲ開催ス期間二十七日ノ内終日開館十日、十七日ハ雨天ニツキ半日仕舞ヲナシ小説、隨筆等ノ文學モノヲ主トシ運動体育

兒童讀物等ヲ從トシ一日平均五〇人ノ閲覽成績ヲ擧ケタリ

七月二十一日 十五日間ノ豫定ヲ以テ教育博物館ヲ會場トシテ本館主催ノ經濟學夏期講習會ヲ開催シ、藤田、藤安、樹澤ノ三學士ヲ講師トシ四十二名ノ聽講者アリ、七月二十七日ヲ以テ閉會ス

昭和元年度

十二月三十一日 本年洋書五百冊ヲ備付ク、尙ホ和漢書藏書冊數五千冊ヲ突破ス

昭和二年度

三月三十一日 和漢圖書分類表訂正變更ノ指令アリ

四月二十二日 地方理事官林繁三圖書館長ヲ命セラル

十月一日 和漢圖書分類目錄編成ニ着手ス

昭和三年度

二月十六日 本館圖書分類目錄(昭和二年十二月一日現在)刷成ル

六月七日 圖書閱覽規程中一部改正セラル

九月一日 州内巡回書庫開始

九月十八日 地方理事官玉手亮一圖書館長ヲ命セラル

十月一日 本館新築ノ爲メ大正町七丁目三番地舊臺中俱樂部跡ニ移轉シ閱覽ヲ開始ス

十一月十三日 新築設計ノ考案成リ十月舊館舍ノ大部分ヲ拂下ゲ新築ノ工事ニ着手ス

昭和四年度

五月二十七日 元宮城縣圖書館司書小林藤吉圖書館事務ヲ嘱託セラル

八月十六日 新築館舍上棟式ヲ行フ

第三 敷地及建物

敷地ハ臺中市大正町一丁目ニアリテ市ノ殆ンド中央ニ位ス、建物ノ建坪總計四百四十三坪八合ヲ有シ一階二階ニ分レ三階ハ倉庫露臺ヲ設ケタリ

第四 經 費

昭和四年度經費豫算ハ一萬一千〇七十五圓ナリ

第五 本館閱覽人員

六

昭和三年度ノ本館閱覽人員(巡回書庫ノ成績ヲ除ク)ハ三萬一千九百七十三人ニシテ一日平均館内七十二人館外圖書携出者二十四人ヲ算セリ

第六 本館閱覽冊數

昭和三年度本館閱覽冊數(巡回書庫ノ成績ヲ除ク)ハ八萬〇八百〇二冊ニシテ中館内五萬六千四百四十三冊館外二萬四千三百五十九冊ナリ

第七 規則

臺中州立圖書館規則

第一條 臺中州立圖書館ハ沿々圖書ヲ蒐集保存シ公衆ノ閱覽ニ供スルヲ以テ目的トス

第二條 圖書館ノ公開時間ハ圖書館長之ヲ定ム

第三條 圖書館ノ休館日ハ左ノ如シ

一 紀元節 天長節 明治節 始政紀念日 臺灣神社例祭日

二 年末年始 十二月二十九日ヨリ翌年一月五日迄

三 月末整理 每月末日

但シ十二月ハ二十八日トス

四 曝書 九月又ハ十月ノ内十日間

前項ノ外臨時休館ノ必要アルトキハ圖書館長之ヲ定ム

第四條 閱覽人ニシテ館員ノ指示ニ従ハサル者其ノ他不良ノ行爲アリト認メタル者ニハ圖書館長ニ於テ退館ヲ命シ又ハ期間ヲ定メテ登館ヲ禁止スルコトヲ得

第五條 閱覽人ニシテ圖書ヲ紛失、汚損又ハ毀棄シタルトキハ圖書館長ノ指定ニ依リ現品又ハ相當ノ代金ヲ以テ之ヲ賠償スヘシ
前項ノ賠償ヲ完了セサル者ニ對シテハ圖書ノ閲覽ヲ許サス

第六條 年齢七年未滿ノ者又ハ傳染性ノ疾患アリト認ムル者若ハ館内ノ風紀靜肅ヲ害スル虞アリト認ムル者ニハ登館ヲ許サス

第七條 圖書館ニ圖書ヲ寄贈セムトスル者ハ現品ヲ圖書館ニ送付スヘシ

第八條 圖書館ニ圖書ヲ保管ナ委託セムトスル者ハ委託申込書ニ書名、頁數、期間及住所、氏名ヲ明記シ知事ノ承認ヲ受クヘシ
圖書ノ受託ハ圖書館長之ヲ取扱フ

第九條 委託圖書ニシテ水火、盜難、其ノ他ノ事故ニ因リ毀損又ハ滅失スルコトアルモ圖書館ハ其ノ責ニ任セス

第十二條 官衙、公署、學校其他圖書館長ニ於テ必要ト認ムル箇所ニハ巡回書庫ヲ巡回付スルコトヲ得
巡回書庫ノ巡回期間ハ土地ノ狀況ニ依リ其ノ都度圖書館長之ヲ定ム

スルコトアルヘシ

第十一條 圖書ノ館外携出ハ圖書館長ニ於テ相當ト認ムル者ニ限リ之ヲ許スコトヲ得

第十二條 官衙、公署、學校其他圖書館長ニ於テ必要ト認ムル箇所ニハ巡回書庫ヲ巡回付スルコトヲ得

巡回書庫ノ巡回期間ハ土地ノ狀況ニ依リ其ノ都度圖書館長之ヲ定ム

七

第十三條 巡回書庫ノ廻付ヲ受ケムトスルトキハ官衙、公署、學校ノ長其ノ他責任者ニ於テ閱覽及携出ニ關スル手續ヲ定メ圖書館長ニ請

求スヘシ

前項ノ手續ヲ變更シタルトキハ圖書館長ニ通知スヘシ

第十四條 巡回書庫ノ廻付ヲ受ケタルトキハ前條ニ依リ其ノ廻付ヲ請求シタル者ニ於テ之ヲ管理スヘシ

第十五條 巡回書庫ノ圖書ヲ紛失、汚損又ハ毀棄シタリトキハ第十三條ニ依リ其ノ廻付ヲ請求シタル者ニ於テ本令第五條ノ例ニ依リ賠償スヘシ

第十六條 第十條ノ規定ハ巡回書庫ノ廻付ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十七條 本令施行ニ關シ必要ナル細則ハ圖書館長之ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クヘシ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺中州立圖書館圖書閱覽規程 (昭和三年六月改定)

第一章 館內閱覽

第一條 館内ニ於テ圖書ヲ閱覽セムトスル者ハ閱覽請求券ヲ受取り書名・類號・冊數並ニ住所・職業・氏名等ヲ記入シ係員ニ差出スヘシ

第二條 退館セムトスルトキハ圖書ヲ係員ニ返戻シ閱覽請求券ニ捺印ヲ受ケヘシ

第三條 同時ニ借受ケ得ヘキ圖書ハ大人ハ二冊、兒童ハ一冊ヲ限度トス

第四條 特別閱覽券ヲ有スル者ハ書庫ニ入り自ラ圖書ヲ選擇シテ閱覽スルコトヲ得

特別閱覽券ハ館長ニ於テ特別研究ヲ爲スモノト認ムル者ニ限リ之ヲ交付ス

第二章 館外閱覽

- 第六條 年齡十二歳以上ニシテ臺中市及附近ニ居住シ左記各號ノ一二該當スル者ハ圖書携出證ノ交付ヲ受ケ圖書ヲ館外ニ携出シテ閱覽スルコトヲ得
- 一、特別閱覽券ヲ有スル者
- 二、市・街・庄長ノ身元確實ナルコトノ證明書(第一號書式)ヲ有スル者
- 三、官公吏・學校職員
- 四、前各號ニ該當スル成年ノ保證人ヲ設タル者
- 但シ未成年者ニ對スル保證人ハ親權者名ヲ要ス
- 五、本館ニ於テ特ニ身元確實ニシテ前二號ノ證明又ハ保證ヲ要セスト認ムル者
- 六、前各號ノ外特別ノ事情アリト認ムル者ニシテ保證金五圓又ハ五圓以上ノ國庫債券又ハ勸業債券ヲ寄託スル者

第七條 圖書携出證ノ效力ハ交附ノ日ヨリ一箇年トス

- 圖書携出證ヲ有スルモノハ何時ニテセ携出證ヲ返納シテ圖書携出ヲ申比スルコトヲ得
- 但シ第六條第六號ニ依ル寄託物ハ携出者ノ義務ヲ果シタル後ニアラサレバ返還セス
- 圖書携出證ヲ有スル者又ハ其ノ保證人ニシテ資格ヲ失ヒタルトキハ爾後其ノ携出證ヲ無效トス

第八條 図書携出證ナ紛失シタルトキハ直ニ其旨届出ツヘシ

前項ノ紛失者ハ届出ノ日ヨリ二十日チ經過シタル後ニアラサレハ携出證ノ再交付ヲ請求スルコトヲ得ス

第九條 携出閱覽券ノ交付ヲ受ケタル者又ハ其保證人居住地又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ直ニ其旨館長ニ届出ツヘシ
第十條 図書携出證又ハ之ニ依リテ借受ケタル圖書ハ之ヲ他人ニ貸與スヘカラス

第十一條 館外閱覽ニ關スル事務ノ取扱時間ハ左ノ如シ

一、自九月午前八時ヨリ午後四時マテ

二、至五月午前九時ヨリ午後八時マテ

第十二條 図書ヲ館外ニ携出シテ閱覽セントスル者ハ圖書携出簿ニ其ノ書名・類・號・冊數・並ニ住所・職業・氏名等ヲ記入シ携出證ト共ニ之ヲ係貞ニ差出スヘシ

第十三條 同時ニ携出シ得ヘキ圖書ハ二冊ヲ限度トス

但シ本館ノ都合ニヨリ制限ヲ加フルコトアルヘシ

第十四條 圖書ノ携出期間ハ十日以内トス

但シ本館ニ於テ必要アル場合ハ期間内ト雖モ隨時返却セシムルコトアルヘシ

第十五條 圖書閱覽ノ目的ニ依リ圖書館長必要ト認ムルトキハ前二條ノ限度ナ越ヘ貸出スコトアルヘシ

第十六條 携出シタル圖書ノ返却ヲ怠リタルトキハ其ノ都度其ノ怠リメル日數ノ三倍ニ相當スル期間携出ヲ停止ス

携出シタル圖書ノ返却ヲ怠ルコト一週間以上ニ亘ルトキハ爾後携出證ヲ無効トナスコトアルヘシ

携出證ナ有スル者ニシテ本館規則又ハ本細則ニ違反シタルトキ其ノ他不都合ノ行爲アリタルトキモ亦同シ

第十七條 圖書携出者又ハ其ノ同居人傳染性ノ疾患ニ罹リタルトキハ圖書携出ヲ中止スルコトアルヘシ
傳染病流行ノ際ハ地區ナ限り一時圖書携出ヲ中止スルコトアルヘシ

第三章 巡回書庫

第十八條 官公署・各種團體・公私立圖書館ハ責任ヲ負フヘキ管理者ヲ定メ巡回書庫ノ廻付ヲ請求スルコトヲ得
巡回書庫廻付ニ關スル費用損害賠償ノ負擔ハ前項責任者ノ義務トス

但シ場合ニヨリ費用ノ負擔ヲ減免スルコトアルヘシ

第十九條 巡回書庫ノ圖書ナ閱覽スル者ニハ其ノ職業氏名等ヲ書庫附屬ノ閱覽簿ニ明記セシムヘシ

第二十條 管理者ハ圖書ノ管理ニ任スルト共ニ公衆ナシテ圖書ナ利用セシムルコトニ努ムヘシ

第二十一條 巡回書庫ノ廻付ヲ受ケタル者ハ直ニ領收證ヲ本館ニ送付スヘシ

本館ニ於テ巡回書庫ノ廻付ヲ受ケタルトキハ直ニ領收證ヲ管理者ニ送付スルモノトス

第二十二條 前各條ノ外巡回書庫ニ關スル取扱手續ハ別ニ之ヲ定ム

第八 新築セラレタル本館

臺中州ハ昭和三年秋御大典記念事業トシテ圖書館ヲ新築スペキヲ決シ既エ經費六萬五千圓ノ豫算ヲ計上シ、其中三萬圓ハ州費ヨリ支辨シ三萬五千圓ハ州下一般官民有志及ヒ銀行會社等ヨリ寄附ヲ受クルベク之レガ委員ヲ擧ゲ、着々其ノ計畫ヲ進メタリ、然ルニ位置問題ニツキ一部ノ異論アリシモ、既ニ舊圖書館(大屯郡所跡)ヲ解撤シテ其跡ヲ敷地ニ當テル事トナリ即チ州土木課ハ其ノ設計書ヲ作成シ了リ其他諸

般ノ準備モ整ヒ醸金ノ見込モ付キタルヲ以テ御大典御舉行ノ前月ヲ以テ愈々工事ノ着手期トシテ新築圖書館建設ノ歩ヲ進メタリ。

寄附募集額三萬五千圓ノ割當テハ臺中市一萬二千圓、各郡一萬三千圓銀行會社等一萬圓ニテ寄附募集ノ發起人總代トシテ佐藤知事之ニ當リ、夫々委員ニ於テ分擔ヲ定メ募集ニ着手シ該寄附金ノ總額取纏メノ上之ヲ州ニ更ニ移贈セリ。

尙ホ本館ハ煉瓦造二階建テ外ハ化粧煉瓦張リ近代的様式ニテ建坪貳百十九坪ヲ有シ本館ノミ並建築費豫算四萬二千八百四十圓ヲ要シタリ、而カモ内部ニ一般閱覽室(五六、^坪七五)婦人閱覽室(一二、^坪〇〇)特別閱覽室(一一、^坪〇〇)新聞雜誌閱覽室(一六、^坪八〇)事務室其他ニ分レ之レト接續シテ書庫ハ同シク煉瓦造三階建ニテ坪數三十七坪五合此建築費一萬六千三百六十二圓ノ豫算ヲ要シタリ、其他ニ附屬舍(小使室、製本室、宿舍等)ニシテ平家煉瓦造三十二坪餘ヲ有シ此工費五千七百九十七圓餘ヲ要シタリ、特ニ書庫ハ鐵筋混凝土ニテ最モ入念ニ耐火裝置ヲ施コシ庫内ニハ五萬冊以上ノ圖書ヲ收容スルコトヲ得ベシ、尙ホ書庫ノ階下ヲ講演室トシ圖書館ヲ中心トシタル諸種ノ會合ヲ爲スコトヲ得ル様設備セリ

附 錄

般ノ準備モ整ヒ醸金ノ見込モ付キタルヲ以テ御大典御舉行ノ前月ヲ以テ愈々工事ノ着手期トシテ新築圖書館建設ノ歩ヲ進メタリ。

寄附募集額三萬五千圓ノ割當チハ臺中市一萬二千圓、各郡一萬三千圓銀行會社等一萬圓ニテ寄附募集ノ發起人總代トシテ佐藤知事之ニ當リ、夫々委員ニ於テ分擔ヲ定メ募集ニ着手シ該寄附金ノ總額取經メノ上之ヲ州ニ更ニ移贈セリ。

尙ホ本館ハ煉瓦造二階建テ外ハ化粧煉瓦張リ近代的様式ニテ建坪貳百十九坪ヲ有シ本館ノミ並建築費豫算四萬二千八百四十圓ヲ要シタリ、而カモ内部ニ一般閱覽室(五六、七五)婦人閱覽室(一二、〇〇)特別閱覽室(一一、〇〇)新聞雜誌閱覽室(一六、八〇)事務室其他ニ分レ之レト接續シテ書庫ハ同シク煉瓦造三階建ニテ坪數三十七坪五合此建坪費一萬六千三百六十二圓ノ豫算ヲ要シタリ、其他ニ附屬舍(小使室、製本室、宿舍等)ニシテ平家煉瓦造三十二坪餘ヲ有シ此工費五千七百九十七圓餘ヲ要シタリ、特ニ書庫ハ鐵筋混凝土ニテ最モ入念ニ耐火裝置ヲ施コシ庫内ニハ五萬冊以上ノ圖書ヲ收容スルコトヲ得ベシ、尙ホ書庫ノ階下ヲ講演室トシ圖書館ヲ中心トシタル諸種ノ會合ヲ爲スコトヲ得ル様設備セリ

附 錄

新館に登館者を迎ふるに當りて

臺中州圖書館嘱託

小林藤吉

はしがき　臺中州に於ける御大典記念事業たるべき州立圖書館は最早竣工の期に達して居る、水越知事が上棟式のとき申された様に、「壯麗なる本館の完備は實に臺中州の誇りであり亦臺灣の誇りであると共に今後大に之れが利用を計られて以て本館建設の趣旨に副ふべく力むべきである」と、本館が未だ新館が建設されて内容の整備をなし、學生及一般閲覧人をして満足に讀書せしむるには、これから相當の日子を要するものなるも、又圖書館の中で尤も多數の閲覧者なる學生に對して圖書館が、よく利用せられ、よく紹介せらるゝことを豫想して、聊か本編を草したるものである。幸に御一讀されんことを望むものである。

一、圖書館は學生を歓迎す

内地の三府(東京・大阪・京都)の圖書館は勿論その他縣立、市立の主なる圖書館では入館者は實務家等を漸次増加する傾向も見えるが、何としても學生(厳格な意味に於て大學の學生を學生とし、高等學校、專門學校以下の學生を生徒と稱し、小學校の生徒を兒童として居るが、こゝには一般に何れも包含して置いて、學生として置いた)の閲覧人が約七割を占めて居る状況である、そしてその學

生の中で受験生が何程の数になつてゐるかは今のところ統計が出来てないので、こゝに示すことが出来ないが定めし相當に多いに相違なからう。

私共は何とかして一冊の書物でも多くの學生達に讀ましめたい、そしてその利用者を引き寄せるに最も都合よく各種の施設を致したい、本館の普通閲覧室は二階である、入口(玄關)にて所定の館内圖書閲覧票を交付になり、次いで二階に上り目録室で、自分の希望する書物を撰擇し、その閲覧票に書名、分類、記號、冊數、借閱者住所、氏名等を記入して之を出納所に提出して、所定の冊數の貸與を受けるのである、(尤も本館では同時に求覽すべき圖書を制限して居る、即ち二冊以内とす、中には求覽圖書を閲覧票に餘白ない様に書き列ね、出納係を手古すらすこともあるが、同時に閲覧すべき冊數は二冊位で充分であると思ふ、五六冊も同時に請求するは閲覧者として考ふる必要はあるまい)次に開館時間のことであるが、本館は多くの圖書館の例に倣つて午前から夜間に及んで居る。但し平日(日曜を除いた他の六曜)の午前中の開館に就いて一言したいのは、よく中等學校等の生徒が、よく學校を脱れて朝からつめ掛けることである、餘り學校當局でも御存知の方も多くある様であるが、かかる者は私共から考ふると、さうも祿な者でない様であつて、斯様な者をよく入館することが教育方針に戻るものとして、私共はかかる一切學生、生徒(當該學校に在籍者)を拒絶したい、ひどいになると翌日から制服を和服に代へて小知らぬふりをしてやつて來る者もある、いくら

圖書館が入館者を歓迎するとは云ひ、かかる不良學生の集合所とするには餘りに目的的が脱れ過ぎてゐる、圖書館の御客さんとしては學生は如何にも定連に相違がないが、然しながら、圖書館が社會民衆を目標とし眞の民衆教化を行つとする所に眞の圖書館の大使命があり、その立場から見れば學生なるクラスは社會民衆の實に何百分の一にも過ぎないでないが、今日多數の圖書館が所謂學生や有閑階級のために終始して居りながら、圖書館が民衆の殿堂、教化の本尊などと稱するのは、聊かあきれざるを得ないものである。圖書館の貴い使命は茲にはない、動もすれば圖書館を以て一部の斯かる讀書子の専用に委して、冷眼に看過して居る様な具合では、何時迄立つたつて、圖書館建立の方針に戻るものとして感服しない、畢竟する所人生は荒漠たる砂漠の旅である、萬里の熱暑の旱天に萬丈の砂塵を浴びて、天の甘露を渴望しながら、天のあなたへと消えて行く。斯様な人生的旅路では圖書館は智の泉である、徳の泉である心の糧である總ての渴するものには満足を與へ、失望するものには希望と意氣と糧を與ふべき恵のオーラスである、この見地よりして新設されたる州立圖書館をよく活用せられたいことを希望する。文化發達の源泉たる本館が國家を擧げて大盛儀たる御大典記念事業として計畫され而かも州民奉公の結晶として建設された。文化の向上、國力の充實に、圖書館が學校教育と相俟つて民衆を相手とする社會教育に尤も重要な立場にあることを想到すれば、沢く多數の閲覽者を收容すべき本館が、先づ定速となるべき學生に向つて、所謂心得を示すのも

あながち無駄ではあるまい。尤も圖書館が學生のため或は各種の受験生のためにのみ存在するものではない、併しながら實際我國に攻學心ある青年學士のために悉く收容することの出来るだけの學校の數があると云へは、それは今のところ出來ない、然るに攻學心あるものは先づ以て講義錄で勉強するか或は圖書館で勉強しなければならない。今日普通の圖書館が晝間閱覽者の種類を見るに、此等の青年學生を眞に收容して居る所は甚だ少ない様で、無職者又は有閑階級者であり、苟しくもその日の勞働に急しい無閑階級者のために、我等の圖書館は、よく此邊を着眼して、夜間開館に重きを置いて日中に利用の出來ぬ攻學心ある青年學生階級のために大に活動したい考いである。

この點から見れば圖書館は一つの任務として學校系統から全々獨立して、自學自習する青年のために大に門戸を開放した重要な教育機關であらねばならぬ。

概して受験生といへば頗る範圍が廣い、高等試験から普通文官、巡查、看守、產婆、看護婦試験の受験生に至るまで數限りはないが、私は上級學校（中等學校以上の學校）の入學試験の受験生に限り記述して見よう。而して圖書館が此等の受験生のために眞個の準備場所として役立つて居る、勿論圖書館は受験生のためにあらゆる門戸を開放して自由に、愉快に讀書せしむる施設をなし、以てこれ等の受験生に満足と慰安とを與ふべき文化的施設が必要である、私は圖書館に來る學生の一人で多く入學試験に、バスして名譽ある月桂冠を得られたいことを希望する。

二、圖書館を利用する學生

學生の中で圖書館を利用するものでも落第したものもあり、圖書館に一向行かなくとも及第したものもある、近頃臺灣でも種々の受験的に學習が出來る様に各學校では施設して居る様ではあるが、斯様な學校で勉強する學生には、あながち圖書館に來る必要もなからうが、自學自習のつもりで學校に行つて居るものも、必らず學校に行かぬものも圖書館に來るのもよからう、然らばどんな學生が眞に圖書館を利用するべきか。

（イ）經濟的に受験準備せよ。學問の範圍は數限りもない、自分が讀んだ本も可なり多からう。併しながら日時に限りある自分の頭脳を以てしては、なるべく尤も經濟的に準備するより外あるまい、圖書館は受験生に適切な圖書は大抵備付けあり、閱覽者の多い見込ある書物に至りては二三部も備付けてある、一覽一讀しても差支なかるべき参考書はなるべく圖書館を利用して欲しい。況んや學資の餘裕を持たぬ學生に至りては尙更である。この點に於て圖書館は社會政策的の立場より有產階級の子弟より無產階級のそれには一層親切なる施設を要し、又これ等の子弟を歓迎する。

（ロ）規則的生活を好み及はこれに馴れたい學生は來れ。學生は中等學校を卒業し又は卒業せんとする者は一先づ窮屈な嚴重な學校生活を離れて、不規則な懶惰な生活を欲しがるものであるが、斯かる不規則な生活を一方で味ひながら一方には大任ある受験の準備に掛るのは中々並大抵ではない。

それには出来るだけ外部から制抑して規則的生活の下に大に勉學せねばならぬ。この條件を満足せんとするには勢ひ圖書館通ひの受験生は學校に通學して居るのだとの觀念の下に早朝より登館する必要がある。勿論本館は午前八時よりの開館だから普通學校の登校時と心得て登館して差支はない。勉強に疲れて倦怠を生した時でも圖書館の空氣に接すると必ずやそこには室内に満々した一種の學習的の匂ひがする様になつて所謂清新の氣が不知不知一種の元氣を恢復して再び學習的態度に出つことが多い様である。

(ハ)喧騒の避難所と見た學生來れ。圖書館の閱覽室は下宿屋の仕切つた小室ではない百二百の座席を有する大なる室である、隣室の喧騒より脱れ出でゝ、一種の學生の避難所として、假令書籍そのものに於ては圖書館を煩はす必要がないまでも、自己の書籍やノートを携帶して、この奸簡の避難所に脱るれば、只單に喧騒をのみ避くると云ふ點に於ても圖書館の恩惠に均霑し得らるゝことゝなる、近時入學生が圖書館を利用し、多數の入館者のある場合には自制的に放談することを禁し、以て、あたりの迷惑にならぬ様に心掛けることが必要である、勿論閱覽室での私語、談話、惡戯は主として年少の學生の間によく行はれ館員がいくら制しても無駄であることがあり、これ等學生間相互も自制的に放談を慎むことをせぬため、他の熱心な閱覽者には非常な迷惑至極になるものであり、これは日常大人閱覽者のよく訴ふる所である、私はこの圖書館では中等程度の腕白盛の少

年達と相當考慮に富める年配の人とを同一室内に雜居せしめない様に、衝立を以て區別して施設して見たいと思ふのであるが喧騒の避難所として設けられた圖書館がガヤ々として勉強が出来ないどあつては所謂圖書館設立の趣旨にも戻るものであるから、御互自制的に密語、放談を嚴禁して、百人居やうが二百人居やうが、「靜然として聲なし」と云ふ位にすることに心掛けねばならない、勿論係員も隨分骨を折つて館内を巡視して、かかるこのなき様取締つて居るものゝ喧騒を避くる圖書館の恩恵に一般民衆が均霑して、各自ゆつたりした氣分を以て讀書を靜觀自得の境にまであらしめたい。

(ニ)訪問客を避けんとする學生は來れ。無意味は友人の訪問により無意味に貴重の時間を空費してしまふ。又他の勉強の具合を観測せんがため、出没する卑劣な友人の襲撃から脱出することの出来る點に於ても圖書館は屈競の避難所である。

以上の項目に該當する學生は毎日登館せんことを希む。

三、入館者の心得

私の關係して居る圖書館は閱覽無料である、東京、大阪あたりの大きな圖書館は有料であるから入館者の制限があるが無料な圖書館には所謂勉強者に取つては全く門戸開放主義である。今入館者の心得となるべきものを示して置く。

(イ) 所要の図書を検索する注意、これは二つある、書棚に近づき直接に抽出する方法、二は目録を通じて取出す方法である、一は最も簡易にして最も理想的である、寧ろ最近公衆圖書館の一般傾向として、自由開架式書棚を設置して、所要の図書を自由に閲覧せしめる方法がある、併しながら整頓上や公衆の公徳心の關係で、これを全く実施して居る圖書館は殆んど我國にはない。本館も嘗ては種々の方法で自由閲覧の施設を試みたことがあるが、どうもうまく行かなかつたのを遺憾とする、これは要するに閲覧者各自の圖書整頓上の觀念と公徳心の涵養が結び付いて向上しない限りは、だめである、本館がこれか施設を敢て實行しないのもこの點であらう。茲に自由閲覧のために圖書を開いたとき用ひた標語を掲げて御参考に供しよう。

「見た本は必ず元へ、諸君の公徳心に頼る」

「書物が紛失したときは、御氣の毒ながら自由閲覧をやめます」

「圖書は諸君のため、紛失すれば諸君の不ため。」

(ロ) 第二の目録検索は叙上の理由から止むなく、此の圖書館でもやつて居るのである。目録には大抵二種がある一つは書名目録で他は分類目録である、尤も近頃新規な圖書館では著者名目録といふものがあるが、本館では前記二つの目録だけであつて最後のものは用ひてゐない。

書名目録の方は書物の題名を「アイウエオ順で閲覧人は書名の頭字で索引をする、例へは」原文

ユース、オヴ、ライフ講義」といふ書物を見出さんとするには「ヤ」行の「ユ」の所を探す。原文と對照といふ文字は書名の割註と稱し、いくら長くとも、書名假名には關係はない。されば所要の書物を發見して、其の下に一定の番號(圖書館では函架號といふ)例へは「4」の「2」「三八二」を閲覧票に記述して其の書物を貸附係に申出つれば、この「ユース、オヴ、ライフ」が書庫から取出される。

(ハ) 次に分類目録これは書物の性質によつて分類してある、例へは文學、歴史、地理、理學と云つたやうに、それぞれ其部門に屬する圖書が一括して列挙せられてある。而して又其の部門に於ても更に細別して例へは歴史一般、日本史、東洋史、西洋史といふやうに區分せられてゐる。そして分類は必要に應じて、いくらでも詳く區分せられて所要の書物の檢索上に最も迅速に、簡便に満足を得せしむる様に努めてゐる。此等にはそれ／＼函の番號及び函中に於ける番號がある。此の書籍の位置を示す函號架號が少しでも間違へは所要の圖書を検索するに苦しむことがあらる。本館には最も最近まで挿入してあるのはカード目録であつて、纏まつた印刷目録は昭和二年十二月迄の圖書目録であつて、それ以後増加した所謂新刊の圖書目録はせうしても、このカード目録に依らねばならぬ。

(ニ) 目録検索のことや圖書館につきて質問あらば、よろしく館員について尋ねて下さい、出来るだけ親

切に御案内申ます。カード函の前に立ちて多方苦心して、無やみに長時間を費して徒勞に逡巡する様なことは特に受験生に取つては不爲である。

(ホ)次は座席の注意であります本館の普通閲覧室は五十六坪七合あつて臺中の圖書館としては當分狭隘をつげることはないのでありますがそれで座席は八十ばかりある、受験生は長時間に亘り學習するのであるからなるべく一定便利な席を占領して貰ひたい。之は別に先取特權といふわけのものではないけれども、所謂圖書館通は不文の特權を贏ち得る外は更に手段がない。

その他讀書中の心得、館員に對する態度等について御話申上げたいのですが、それは後日に譲ることに致して今回はこれにて擱筆する。

(昭和四、九、二〇草)

本館で雑誌中最も多く讀まるゝものゝ順位

(昭和四年七月調)

順位	閲覧回數(月)	順位	閲覧回數(月)
一 雄辨	七一	六 科學知識	四一
二 受験と學生	六四	七 野球界	三三
三 講談俱樂部	五一	八 一年の英語	三〇
四 主婦の友	四七	九 考へ方	二九
五 改造	四三	一〇 婦人畫報	二六

◆晝夜開館

但 月末日 大祭祝日 年末 年始 休館

◆閲覧無料

館外携出ハ保證金又ハ債券ノ寄託ヲ要ス

但 特別閲覧券、身元證明券、官公吏學校職員券ノ制アリ

◆新聞雜誌室、婦人室、兒童室

新聞雜誌室及ヒ婦人室晝夜開館、兒童室ハ午後一時ヨリ五時迄開館、講演室ノ設備アリ

◆巡回書庫

州内ノ各郡ニ定期巡回書庫ヲ廻付シテ閲覧ニ供ス、其他隨時廻付巡回書庫ノ制アリ

◆讀書俱樂部

近々開設ノ準備アリ

- ◆ 最大なる國も一箇の圖書館より小なり
- ◆ 魚は水中に泳ぎ智者は圖書館に遊ぶ
- ◆ 真の文化は圖書館を背景とす
- ◆ 勿レ折レ角。勿レ卷レ脳。勿以レ墨汚。勿レ令二鼠
齧。勿ニ睡レ手掲レ幅。

(趙子昂之銘)

終

